

令和7年4月から下水道使用料が変わります

下水道は、家庭や工場から排出される汚水をきれいに処理し、川や海に還す役割を持ち、身近な自然環境を守り、町を清潔に保つ重要な役割を担っています。

将来にわたり下水道事業を健全に経営し、持続的かつ安定的な下水道サービスを提供していくために、令和7年4月から下水道使用料の改定を行います。

ご理解ご協力をお願いします。

下水道使用料の新旧比較表(2か月あたり ※税抜)

区分	汚水排除量	現行	改定後
基本使用料	20m ³ まで	2,574円	2,700円
超過使用料	20m ³ を超え1,000m ³ まで	1m ³ につき 143円	1m ³ につき 150円
	1,000m ³ を超えるもの	1m ³ につき 166円	1m ³ につき 174円
井戸メーター使用料		390円	400円



使用料計算例

◆水道水を利用し、2か月(1期)の汚水排除量が40m³の場合

(基本使用料 + (汚水排除量 - 20m³) × 超過使用料) × 消費税 = 請求金額

(2,700円 + (40m³ - 20m³) × 150円) × 1.1 = **6,270円**

◆井戸水など水道水以外の水を利用し、2か月(1期)の汚水排除量が50m³の場合

(基本使用料 + (汚水排除量 - 20m³) × 超過使用料 + 井戸メーター使用料) × 消費税 = 請求金額

(2,700円 + (50m³ - 20m³) × 150円 + 400円) × 1.1 = **8,360円**



いつから下水道使用料が変わるの?

偶数月検針の場合

6月以降の検針(7月請求分)から

奇数月検針の場合

7月以降の検針(9月請求分)から

※令和7年4月1日以降に新たに使用する方は、初回から改定後の使用料単価となります。



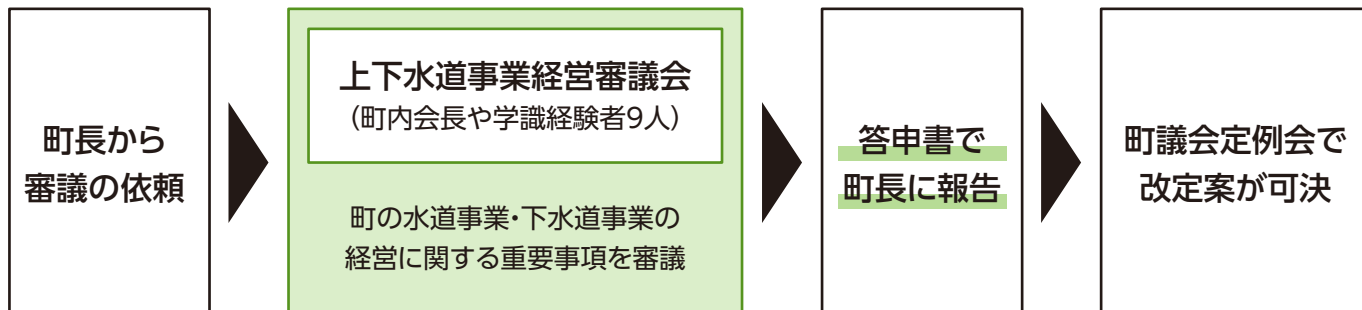
下水道事業の財政状況は?

下水道事業は、必要な経費を使用料でまかなっていますが、近年の物価高騰により、施設整備などに伴う材料費・労務費や運営の維持に必要な費用が増加しており、現行の料金体系では、令和8年度には資金不足に陥り、事業運営ができなくなることが見込まれます。



下水道使用料はどのように決められたの？

令和5年度に「笠松町上下水道事業経営審議会」を開催し、令和10年度までの下水道事業について、慎重に審議が行われ、「今後も継続して下水道サービスを供給するためには使用料改定が必要である。」との意見に至りました。



審議会の意見(改定案)

■水道料金(改定済)

改定時期 令和6年4月1日

改定率 約20%の値上げ

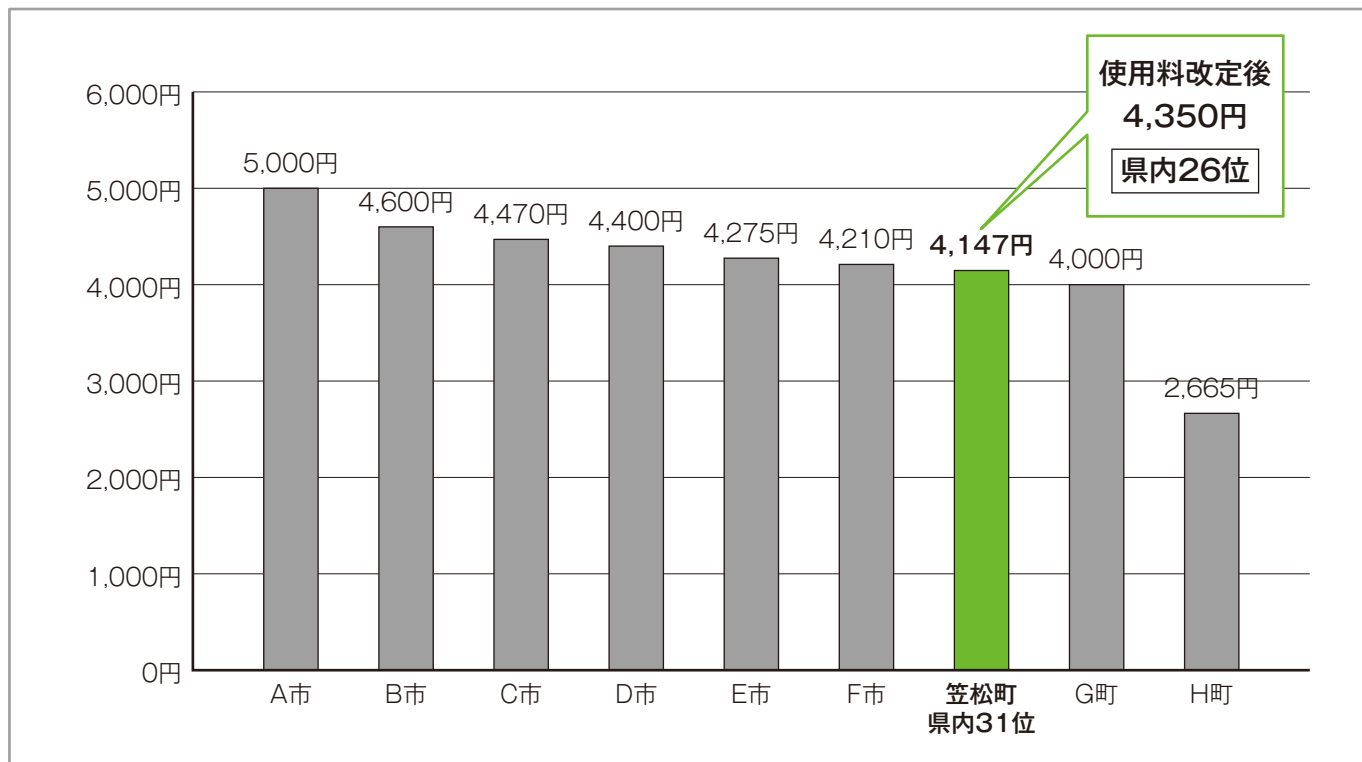
■下水道使用料

改定時期 令和7年4月1日

改定率 約5%の値上げ

【参考】岐阜圏域の下水道使用料(1か月30m³使用した場合・税抜)

令和6年10月1日現在



問水道課 ☎388-1118